

墨田区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

令和5年度に予定している「墨田区公園マスタープラン」の改定に向け、専門的な視点による検討等を行うため、学識経験者及び区職員（部長級）を構成員とする検討委員会を、区長の附属機関として設置する。

2 改正内容

第2条に規定する別表1区長の附属機関の部に、「墨田区公園マスタープラン改定検討委員会」を加える。

3 施行期日

公布の日